２　主務大臣は、前項の申請書及び同項各号に掲げる書類のほか、申請法人が法第三十一条第一項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

３　二の主務大臣に第一項の申請書（同項各号に掲げる書類及び第二項の書類を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（対象となる法人）

第三条　法第三十一条第一項の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

一　公益社団法人

二　公益財団法人

三　特定非営利活動法人

（安定供給確保支援法人の業務）

第四条　安定供給確保支援法人は、安定供給確保取組方針の定めるところにより、安定供給確保支援業務を公正かつ適正に行わなければならない。

２　安定供給確保支援法人は、法第三十一条第三項第三号に掲げる業務により収集した情報を公表する場合には、公表に当たって適切な評価を実施した上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行わなければならない。

３　安定供給確保支援法人は、法第三十一条第三項第四号に掲げる業務を行うに当たっては、相談窓口を設置した上で、特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行わなければならない。

（供給確保支援実施基準）

第五条　主務大臣は、法第三十一条第四項の規定により供給確保支援実施基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　安定供給確保支援業務の具体的内容及び実施体制に関する事項

二　安定供給確保支援業務の実施方法に関する事項

三　安定供給確保支援業務に関する秘密の保持に関する事項

四　その他安定供給確保支援業務の実施に関し必要な事項

（安定供給確保支援法人の名称等の変更の届出）

第六条　法第三十二条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書により行わなければならない。

（安定供給確保支援業務規程の認可の申請等）

第七条　安定供給確保支援法人は、法第三十三条第一項前段の規定により安定供給確保支援業務規程の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に当該認可に係る安定供給確保支援業務規程を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

２　安定供給確保支援法人は、法第三十三条第一項後段の規定により安定供給確保支援業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　変更する規定の新旧対照表

二　変更後の安定供給確保支援業務規程

三　変更に関する意思の決定を証する書類

３　二の主務大臣に前二項の申請書（第一項の安定供給確保支援業務規程及び前項各号に掲げる書類を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（安定供給確保支援業務規程の記載事項）

第八条　法第三十三条第二項第三号ニの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　助成金の交付の対象とする認定供給確保事業の選定の基準並びに助成金の交付の方法及び実施体制に関する事項

二　助成金の交付の期間に関する事項

三　助成金の交付の取消し及び返還に関する事項

四　その他助成金の交付に関し必要な事項

２　法第三十三条第二項第四号ニの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　利子補給金の支給の対象とする認定供給確保事業の選定の基準並びに利子補給金の支給の方法及び実施体制に関する事項

二　利子補給金の支給の期間に関する事項

三　利子補給金の支給の停止に関する事項

四　その他利子補給金の支給に関し必要な事項

３　法第三十三条第二項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　安定供給確保支援業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

二　法第三十一条第三項第三号に掲げる業務に関して知り得た情報の管理に関する事項

三　法第三十一条第三項第四号に掲げる業務に関する相談窓口の設置に関する事項

四　法第三十一条第三項第一号及び第二号に掲げる業務の支援対象となる認定供給確保事業者に対する監査の実施に関する事項

（事業計画等の認可の申請等）

第九条　安定供給確保支援法人は、法第三十五条第一項前段の規定により事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに（第三十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、様式第五による申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

２　安定供給確保支援法人は、法第三十五条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、様式第六による申請書に変更後の事業計画書又は収支予算書を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

３　二の主務大臣に前二項の申請書（前二項の事業計画書及び収支予算書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（事業報告書等の提出）

第十条　安定供給確保支援法人は、法第三十五条第三項の規定により事業報告書及び収支決算書を提出するときは、毎事業年度終了後三月以内に、貸借対照表を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。